

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノを口実とした検閲であるサイトブロッキングの中止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、海外ではブロッキングは検閲による通信の秘密や表現の自由の侵害、合法サイトのオーバーストッキングなどさまざまな問題を生んでおり廃止に向かいつつあるところも増えてきているが、日本ではなぜか規制しようということで憲法を全く無視して児童ポルノを規制したいとする人々が政府決定にもかかわらず自主規制と称してブロッキング実施に向け動いており、現在のICTのメインストリームであるインターネットの利活用を著しく阻害しようとしている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>いかなる理由でも、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する。</p> <p>憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。</p>